愛知学院大学特待生奨学金規程

昭和58年４月１日施行

（特待生）

第１条　本学に特待生制度を設ける。

（資格）

第２条　特待生の資格は学業人物共に優れ他の模範とするに足るものとする。

（期間）

第３条　特待生は学年度ごとに選考し、その期間は当該学年度とする。

（選考基準）

第４条　特待生の選考基準は次のとおりとする。

（１）　前年度の履修単位数が32以上であること。ただし、４年生は26以上とする。（歯学部・薬学部を除く。）

（２）　前年度の学業成績がＧＰＡ3.0以上であること。ただし、歯学部・薬学部はＧＰＡ上位者を選考の対象とする。

（選考方法）

第５条　特待生の選考方法及び人数は次のとおりとする。

（１）　教務部長が第４条該当者につき候補者を選定し、代表教授会の議を経て理事会において決定する。

（２）　特待生は学部学科ごとに選定するものとし、選定人数は、次の表のとおりとする。なお、在籍学生数は、選考年度の５月１日現在の人数とする。ただし、歯学部・薬学部については各学年２名とする。

在籍学生数	選定人数
140名未満	１名
140名以上	２名
240名以上	３名
340名以上	４名

（３）　前年度の学業成績がＧＰＡ3.6以上あれば、規定人数に１名を加えることができる。

（奨学金）

第６条　特待生には、授業料等の負担を軽減し、修学を支援するための奨学金として、300,000円を交付する。

（取り消し）

第７条　特待生がその名誉を汚す行為をした場合には、代表教授会の議を経てその資格を取り消すことがある。

（規程の改廃）

第８条　この規程の改廃は代表教授会の議を経て、教務部教務課が行う。

附　則

１　この規程は、昭和52年４月１日から施行する。

２　愛知学院大学特待生規程（昭和39年４月１日施行）の大学に関する部分は本規程施行の日を以ってその効力を失う。

この規程は、昭和58年４月１日から施行する。

この規程は、昭和61年４月１日から施行する。

この規程は、平成３年４月１日から施行する。

この規程は、平成10年４月１日から施行する。

この規程は、平成12年４月１日から施行する。（平成11年度入学生から適用する。）

この規程は、平成14年４月１日から施行する。

この規程は、平成17年４月１日から施行する。

この規程は、平成18年４月１日から施行する。

この規程は、平成25年４月１日から施行する。（ただし、第４条（１）は26年度選考時より適用する。）

この規程は、令和２年４月１日から施行する。

この規程は、令和４年４月１日から施行する。（心理学部開設）

この規程は、令和５年４月１日から施行する。（健康科学部学部名変更）

この規程は、令和６年４月１日から施行する。

（文系学部:申合せ）
第５条に定める人数末番の成績の同点者が複数ある場合は、履修単位数が多い者を上位とする。履修単位数も同数のときは候補者人数に入れる。
（薬学部：申合せ）
前年度の履修単位数が20以上であること。（ただし、２年次の場合は１年次の履修単位数が32以上であること）
〈参考〉各学年での修得すべき単位数

	１年次	２年次	３年次	４年次	５年次
６年制	48単位	30単位	29単位	24単位	25単位

（薬学部・歯学部：申合せ）
６年次の特待生選考に関しては次のとおりとする。
第４条第２号に定める６年生の選考基準は、１年次から５年次までの総合GPAの高い者を上位とする。